

平成27年第12回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成27年11月24日(火)午後1:30~午後2:15

2. 場 所 : 役場庁舎2階 会議室

3. 出席委員 (9人)

職 名	番 号	氏 名
会 長	10	村岡 和俊
委 員	1	畠山 賢悦
”	2	小坂 敏
職務代理	3	長根 孝衛
委 員	4	長井 進
”	6	坂根 重友
”	7	小澤 守昭
”	8	谷地村 久人
”	9	工藤 昭治

4. 欠席委員 (1人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第21号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

## 7. 会議の概要

(平成 27 年第 12 回 11 月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、1 番 畠山 賢悦 君 お願いします。</p>
	(農業委員会憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は 9 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第 12 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを、議題とします。議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、7 番 小澤 守昭 君 並びに 8 番 谷地村 久人 君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	<p>次に日程第 3、議案第 2 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。</p> <p>それでは、受付番号 3 2 号、3 3 号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>2 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 3 議案第 2 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第 3 条の許可申請は、使用貸借が 2 件であります。</p> <p>受付番号 3 2 号及び 3 3 号の農地法第 3 条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、3 ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>受付番号 32 号については P4 農地法 3 条 1 項の調査書、P5 許可申請書の写し、P6 に使用貸借契約書の写し、P7, P8 に申請地の位置図、を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また受付番号 33 号については、P9 農地法 3 条 1 項の調査書、P10 許可申請書の写し、P11 に使用貸借契約書の写し、P12 に申請地の位置図、を添付しておりますので</p>

	<p>参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は、受付番号 32 号は親子間の使用貸借、33 号は親族間の使用貸借であり、譲渡人が引き続き農業者年金受給のため譲受人と使用貸借の再設定をするものであります。また別紙農地法第 3 条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。なお、この申請については、農業者年金を引き続き受給するためのものであり、利用状況等の調査については割愛させていただきました。</p> <p>以上で受付番号第 3 2 号、3 3 号の説明を終わります。</p>
議 長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 2 1 号の受付番号 3 2 号、3 3 号は、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案 2 1 号は、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成 2 7 年第 1 2 回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成 2 7 年 月 日

議 長

署名者

署名者